〈日本知財学会誌〉Vol. 15 No. 1— 2018 : 33-36【事例報告】

農産物の知的財産戦略：欧州における侵害対策

木村有紀（NTT データ経営研究所社会システムデザインユニットマネージャー）

IP Strategy in Agro-food Sector : Anti-infringement Strategy in Europe

Yuki Kimura
Manager, Social System Design Unit, NTT Data Institute of Management Consulting Inc.

【要旨】 農林水産物の輸出の促進には，知的財産の活用が重要な戦略である．育成者権の侵害対策としては，欧州では民間の知財保護団体が積極的に活動し，公的機関による DNA 品種鑑定が行なわれている．地理的表示の侵害対策としては，行政による監視・摘発と共に，ワインでは安定同位体比データバンクの歴史も長い．

日本と欧州の違いは検知技術の開発におけるラボ・スキームである．日本では，複数の機関が技術開発を行なうため，ラボ間の手法の標準化が問題となるが，欧州では特定のラボがナショナル・レファレンスとして認定されるため，かかる問題はない．

日本のような分散型の技術開発は，開放的な風土を醸成する反面，技術開発のコストが高くつき，個々のラボの分析結果が裁判で証拠として評価されにくい．これを補うために研究機関が共同利用できるような基盤として品種の DNA 情報あるいは安定同位体比の日本版データバンクの構築が望まれる．

【キーワード】 育成者権　　地理的表示　　DNA 分析　　安定炭素同位体分析

【Abstract】 IP strategy plays a vital role to increase Japanese agro-foods export. In Europe, private organizations actively promote the exercise of plant breeder's rights while public institutions provide DNA analyses in infringement cases. European officials monitor the use of geographical indications and have long work for constructing stable carbon isotope-based wine data bank as well.

Laboratory scheme to develop IP-related analytical technologies is different between Japan and Europe. The former has multiple R&D institutions and therefore the standardization of methodology between laboratories is a big issue. The latter has the official laboratory certified under EU national reference laboratory scheme and therefore the standardization is not an issue.

Japanese scheme could facilitate open R&D activities while it is costly, less effective in terms of reference capacity. The construction of R&D platform of plant DNA and stable carbon isotope databases which all institutions could use is proposed to empower Japanese regulatory science.

【Keywords】 Plant breeder's right　　Geographical indication　　DNA analysis　　Stable carbon isotope analysis

1. はじめに

日本政府は食材輸出を 2020 年に 1 兆円規模に拡大する目標を掲げている．輸出を促進するには高価格でも購入してもらえるよう競争力を高めていくことが重要であり，その戦略の 1 つが知的財産権の活用である．しかし，知的財産権を取得すればそれで効果があるというわけではなく，取得した権利を守り，行使していくことが必要である．そこで，本稿では農業分野の知的財産権の特徴である育成者権および地理的表示を対象として，権利侵害対策に焦点

ISSN 1349-421X © 2018 IPAJ All rights reserved.

表 1　調査対象機関

	団体名	概要
育成者権	欧州植物品種庁 CPVO	公的機関
	欧州種苗協会 ESA	業界団体
	フランス種苗協会 UFS	業界団体
	スペイン種苗協会 ANOVE	業界団体
	GEVES	フランス種苗検査機関
	Naktuinbouw	オランダ種苗検査機関
	CRA-SCS	イタリア種子検査機関
	SICASOV	フランス民間育成者権管理団体
	Geslive	スペイン民間育成者権管理団体
	AIB	ベルギー民間育成者権保護団体
	Breeders Trust	ベルギー民間育成者権保護団体
地理的表示	フランス原産地品質研究所 INAO	公的機関
	フランス経済財務省競争消費詐欺防止総局 DGCCRF	公的食品検査機関
	ワーヘニンゲン UR 食品安全研究所 RIKILT	オランダ民間検査機関
	イタリア農業食糧森林政策省 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関 ICQRF	公的食品検査機関
	イタリア農業者連盟 Coldiretti	業界団体
	イタリア地理的表示コンソーシアム協会 AICIG	業界団体

を当てる．先行する欧州における取り組みを，下記の機関へのヒアリングに基づいて紹介する．

2.　育成者権の侵害対策

2.1.　民間知財保護団体の取り組み

育成者権は，UPOV 条約により保護が定められ，欧州が制度整備をリードしてきた歴史がある．日本は 1998 年 12 月に 91 年条約に批准しているが，アジアからの加盟は日本を含めて 5 か国と少ない．

欧州では，育成者権の侵害対策は，民間の知財保護団体に拠るところが大きい．これらの団体には 2 つのタイプがあり，1 つは育成者権の保有者より委託を受けてライセンス許諾やロイヤルティの徴収管理を行なう団体，もう 1 つは，種苗企業の出資を受けて権利保護のみを専門に行なう団体である．前者のような団体は日本では見当たらないが，後者は日本の種苗企業も出資している．

2.1.1.　SICASOV

SICASOV は 1947 年にフランスの種苗企業の出資により設立された育成者権の使用許諾を管理する民間団体である．種の利用者からロイヤルティを徴収し，その 3〜5% を手数料として団体の運営資金とし，残りを育成者権の保有者に還元する．約 4400 品種を管理しており，徴収するロイヤルティは年間約 100 億円前後である．

SICASOV は，自ら違法流通をモニタリングすることはないが，ライセンスの流通をデータ管理してオンライン上で契約者に公開している．権利保有者が不審な種苗の流通に気がついた場合，オンライン上で正規の契約を確認し，疑いがあれば SICASOV に連絡する．

国内では，SICASOV が弁護士に相談し，裁判所を通じて証拠品を押収し，証拠を検討して侵害が証明できれば和解交渉あるいは訴訟へと進む．スペインの Geslive やイギリスの BSPB 等のライセンス管理団体とは協力体制が確立しており，EU 内では国内と同様のアクションが可能となっている．過去 10 年で国内外の侵害事案 90 件以上に対処している．

2.1.2.　Anti-Infringement Bureau（AIB）

AIB は世界の主要な種子企業 14 社の出資により 2008 年にブリュッセルに設立された団体である．その名の通り，育成者権の侵害対抗を専門とし，特に野菜の種子の権利保護にあたっている．栄養繁殖作物については，Breeders Trust という団体が担当している．

AIB は侵害が疑われる事案の報告をホームページ上で受け付けている．AIB の調査の結果，侵害と判

断したら侵害発生地域の当局（知的財産管理当局，司法当局等）に通知する．加盟企業の委託を受けて裁判にも対応し，刑事手続のほか民事手続をとることもある．イタリアで違法栽培が多発することから2014年5月にはAIBはBreeders Trustと共にイタリアのICQRF（イタリア農業食糧森林政策省 農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関）と違法栽培摘発に向けた協定を結んでいる．

2.2. 公的機関によるDNA品種鑑定

違法流通を立証するには，違法に流通した品種と正規の品種が同じであることを証明する必要がある．しかし，栽培試験による検証は時間がかかるため，DNAによる品種識別が効率的である．オランダの検査機関NaktuinbouwではDNA品種鑑定の依頼を年間40〜50件受けており，そのうち権利侵害の事案は1，2割とのことである．フランスのGEVESでも民間の依頼を受けて知財侵害ケースの分析を行なっている．

DNA品種鑑定には，そもそも形質で定義される品種とDNAは整合しないこと，DNA関連技術の進歩が早くすぐ陳腐化してしまうこと等の課題がある．また日本では複数の機関が分析を行なっていることから，ラボ間の分析手法の標準化が大きな問題とされてきた．

一方，欧州の機関へのヒアリングによると，DNAと品種の不整合性や技術の陳腐化といった問題は万国共通であるが，手法の標準化は問題として意識されていない．これは，欧州では1か国に1つのナショナル・レファレンス・ラボ（NRL）があり，その下に分野別に細分化されたレファレンス・ラボ（RL）がおかれるというラボの構造化が進んでいるためである．日本の分散型と欧州の集約型という研究開発体制の違いが指摘できる．

3. 地理的表示の侵害対策

3.1. 行政当局による監視と対抗

地理的表示はWTOのTRIPS協定で保護が定められており，また同協定より保護水準の厳しいEU規則が1992年に成立している．日本はTRIPS協定に1995年1月に加盟しており，地理的表示保護法は2014年6月に立法化され，2015年6月から施行されている．

EUの場合，地理的表示の登録は事業者の判断で行なうものであるが，その後の侵害対策は，育成者権の場合とは異なり，EU規則（EU1151/12）により行政の責務と定められている．これに従いEU各国当局は商標登録やインターネット上の模倣品販売を監視し，不正を発見した場合には，その対処まで行なっている．日本でも政府による監視の仕組みは導入済みであり，今後は侵害を検知した場合の対処と実効性が問われていくであろう．

3.1.1. フランス原産地・品質研究所（INAO）

INAOは農林水産物・食品に関する地理的表示と品質表示を管理するフランスの機関であり，フランス政府7割，民間3割の資金により運営されている．INAOでは地理的表示の不正使用を民間に委託してモニタリングする．委託事業者はフランスで登録されている名称を海外の商標等の登録簿と照合して疑わしい登録を報告，INAOが調査して現地の弁護士に相談する．和解，現地当局への抗議，さらには現地の法律やEUとの知的財産の保護協定の締結状況等を勘案して訴訟を判断する．INAOが何らかのアクションをとるのは年間50件ほどであり，費用はINAOと生産者団体で折半する仕組みとなっている．

3.1.2. イタリア農業食糧森林政策省　農産加工品・品質保護・不正防止中央監査機関（ICQRF）

ICQRFは食品衛生と品質管理の監査および地理的表示の権利保護を行なうイタリアの政府機関である．ICQRF内の専門部署（Unit Ex Officio）がインターネット上で模倣品の監視を行なっている．イギリスの高級店Harrodsで，イギリスで瓶詰めされた「トスカーナ・オリーブオイル」が販売されていたケースはUnit Ex Officioの抗議により販売の差し止めに至っている．2014年4月，ICQRFはイタリア地理的表示コンソーシアム協会（AICIG）と共に，アメリカの電子商取引大手eBayと模倣品の流通阻止に関する覚書を取り交わした．その後2年間で368件の模倣品の広告を差し止めることに成功し，2016年6月に覚書を更新している．

3.2. 公的機関による安定同位体比分析

欧州では産地名称を保護する歴史が長く，産地偽装事件が多い等の事情もあり，安定同位体比を活用した産地判別が産地偽装の立証に用いられている．1991 年から EU 規則（ECC Regulation No. 2348/91）で，各国の指定検査機関（NRL）がワインの安定同位体比を毎年，測定し EU に報告することが義務付けられ，EU 共同研究センターのデータバンクに集約されている．フランスでは DGCCRF，イタリアでは ICQRF が毎年ぶどうをサンプリングしてラボでワインを作り，安定同位体比を報告している．品質に関する疑義が生じた場合に加盟国に情報を提供する仕組みであるが，ワインの産地偽装の抑制効果も狙っている．

安定同位体比を用いた産地推定には，複数の手法の組み合わせが必要であること，年変動の検証が必要であること等の技術的な課題がある．また日本では，複数のラボ間の手法の標準化が問題視されており，分析結果が裁判の証拠として採用されなかった例もある．

一方，前述した DNA 品種鑑定の場合と同様に，欧州では手法の標準化は問題として意識されていない．これは NRL スキームの下に分析ラボが構造化されていること，またフランス，イタリアの食品検査機関は警察と同様の権限を付与されていることに由来すると考えられる．

4. おわりに

欧州では，育成者権の侵害対策として民間の知財保護団体が活動し，公的機関による DNA 品種鑑定が行なわれている．地理的表示の侵害対策として行政によるモニタリングと共に，ワインでは安定同位体比データバンクの歴史も長い．DNA 鑑定技術や産地推定は，違法栽培や食品偽装，産地偽装を検知立証するためのレギュラトリーサイエンスとして発展してきた．

日本においても地理的表示のモニタリングは導入されているが，日本と欧州の違いは技術開発におけるラボ・スキームに認められる．日本では，複数の機関が技術開発を行なう分散型の体制であるためラボ間の手法の統一が問題となるが，欧州ではナショナル・レファレンス・ラボ体制のため，標準化が問題となることがない．

日本のような分散型は，開放的な研究風土を醸成する反面，研究開発コストが高くつき，知財侵害のようなケースで分析結果の証拠能力が問題とされる場合には個々の研究機関がレファレンスとして機能することが難しい．そこで，研究成果をある程度蓄積した，研究機関が共同利用できるようなレファレンスの基盤として日本版データバンクが望まれる．例えば，公的資金を投入して開発した品種の DNA 情報を含むデータベースあるいは幾つかの作物を対象とした安定同位体比の基礎マップが想定されよう．

本稿は，農林水産政策科学研究委託事業の一部を紹介するものである．

参考文献

European Commission, EU Reference Laboratories. https://ec.europa.eu/food/safety/official_controls/legislation/ref-labs_en 2018 年 1 月 28 日アクセス

Europoean Commission, Food authenticity and quality. https://ec.europa.eu/jrc/en/research-topic/food-authenticity-and-quality 2018 年 1 月 28 日アクセス

Mipaaf, “Mipaaf : firmato tra Icqrf, Cra e associazioni di aziende accordo di collaborazione nel settore sementiero.” 2014 年 5 月 8 日 https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/7614 2018 年 1 月 28 日アクセス

Mipaaf, “Tutela del Made in Italy agroalimentare sul web : rinnovato accordo tra Ministero, Icqrf, Consorzi ed eBay.” 2016 年 6 月 21 日 https://www.politicheagricole.it/flex/cm/pages/ServeBLOB.php/L/IT/IDPagina/10222 2018 年 1 月 28 日アクセス

UPOV, Members of the International Union for the protection of new varieties of plants, Status on October 13, 2017. http://www.upov.int/export/sites/upov/members/en/pdf/pub423.pdf 2018 年 1 月 28 日アクセス